

石川県公報

令和 4 年 10 月 3 日 (月曜日)

号 外

(第 79 号)

目 次

条 例		
○石川県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例 (人 事 課)	1	
○ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部を改正する条例 (温暖化・里山対策室)		39
○石川県手数料条例の一部を改正する条例 (教育委員会事務局)		40

条 例

石川県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和四年十月三日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第二十八号

石川県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(石川県職員の定年等に関する条例の一部改正)

第一条 石川県職員の定年等に関する条例 (昭和五十九年石川県条例第三十二号) の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則 (第一条)

第二章 定年制度 (第二条―第五条)

第三章 管理監督職勤務上限年齢制 (第六条―第十一条)

第四章 定年前再任用短時間勤務制 (第十二条・第十三条)

第五章 雑則 (第十四条)

附則

第一章 総則

第一条中「」第二十八条の二第一項から第三項まで及び第二十八条の三」を「。以下「法」という。第二十二條の四第一項及び第二項、第二十二條の五第一項、第二十八条の二、第二十八条の五、第二十八条の六第一項から第三項まで、第二十八条の七並びに警察法 (昭和二十九年法律第百六十二号) 第五十六条の四第二項」に改める。

附則第二条第一項中「第五条の二」を「第五条の二の二」に、「並びに附則第二十九項から第三十一項まで」を「並びに附則第六項から第八項まで」に改める。

ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月三日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第二十九号

ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部を改正する条例

ふるさと石川の環境を守り育てる条例(平成十六年石川県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二款 里山里海の保全等の推進(第百三十二条―第百三十九条)」を「第二款 里山里海の保全等の推進(第百三十二条―第百三十九条) 第三款 自然環境の再生等の推進(第百三十九条の二)」に、「第百四十条」を「第百三十九条の二」に改める。

第四条第四項及び第五条第二項中「温室効果ガス及び廃棄物の排出が抑制され」を「温室効果ガスの排出の量の削減並びに廃棄物の排出の抑制及び資源の循環的な利用が促進され」に改める。

第六条第三項中「温室効果ガス及び廃棄物の排出を抑制し」を「温室効果ガスの排出の量の削減並びに廃棄物の排出の抑制及び資源の循環的な利用が促進され」に改める。

第十一条第三号中「排出抑制」を「排出の量の削減」に改める。

第三十三条中「温室効果ガス及び」を「温室効果ガスの排出の量の削減」に、「資源」を「及び資源」に改める。

第三編第二章第二節に次の一款を加える。

第三款 自然環境の再生等の推進

第百三十九条の二 県、市町、県民、事業者及び民間団体は、密接に連携しながら、トキ等の希少な野生動植物が生息し、又は生育していた自然環境を再生し、及び保全し、将来の県民にこれを継承するよう努めるものとする。

第四編第一章第二節中第百四十条の前に次の一条を加える。

(地球温暖化対策の推進に係る基本理念)

第二百二十九の二 地球温暖化対策は、県民並びに県、国、市町、事業者及び民間団体等(以下この条において「県民等」という。)が密接に連携しながら、二千五十年までのカーボンニュートラル(県民等の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた状態をいう。)の実現を目指して行われ

なければならない。

第二百四十条の見出し中「排出抑制」を「排出の量の削減」に改め、同条中「の抑制」を「の量の削減」に改める。

第二百四十一条の二の見出し中「排出抑制等」を「排出の量の削減等」に改め、同条第一項中「の抑制」を「の量の削減」に、「排出抑制等」を「排出の量の削減等」に改め、同条第二項中「排出抑制等」を「排出の量の削減等」に改める。

第二百四十六条第一項中「抑制」を「量の削減」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月三日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第三十号

石川県手数料条例の一部を改正する条例

石川県手数料条例(平成十二年石川県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表十六の項1中「第十六条の二第二項」を「第十六条第一項」に改め、同項2中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改め、同項3中「第五条第六項」を「第五条第五項」に改め、同項中7及び8を削り、9を7とし、10から13までを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。